

## 不動産鑑定士への支援依頼について

### 1. 依頼方法（手順）

(1) 本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関等に申し出ていただき、メインバンクからの同意を受けて、沖縄弁護士会に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。



(2) 登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要がある場合があります。



(3) この財産の評定を行うに当たり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会に別紙「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出していただき、追加委嘱を受けた登録支援専門家（不動産鑑定士）が不動産の評価を行うこととなります。

### 2. 公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会への追加委嘱の依頼方法

委嘱された登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、別紙委嘱依頼書「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を借入先一覧もしくは債権者一覧表とあわせて公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会にご郵送またはご持参ください。

【公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会】

〒900-0033 那覇市久米2丁目16番19号 (TEL 098-867-6275)